

延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金交付要綱

令和3年10月1日
改正 令和4年6月7日
延岡市建築指導課

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震によるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊による被害防止や避難経路の安全の確保を目的に、危険性の高いブロック塀等の除却又は建替えに要する費用について、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 延岡市建築物耐震改修促進計画に規定する避難路をいう。
- (2) 除却 ブロック塀等及びその基礎を取り除くことをいう。
- (3) 建替え 除却をし、地震に対して安全な構造である塀等に造り替えることをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、危険性の高いブロック塀等の除却及び建替えに係る工事であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 延岡市内に存するブロック塀等に係る工事であること。
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により健全性が確保されていないと市の職員が確認したブロック塀等に係る工事であること。
- (3) 避難路に面するブロック塀等に係る工事であること。
- (4) 工事に係るブロック塀等の高さが道路面から1.2m以上であること。
- (5) 道路面より上部に存するブロック塀等を全て除却をすること。ただし、やむを得ず部分的に除却をする場合は、存置するブロック塀等の高さを道路面から0.8m以下とし、かつ、ブロック塀等の存置部分の健全性が確保されていること。
- (6) 建替え後の塀等は、地震に対して安全な構造であること。

(適用除外)

第4条 次に掲げるブロック塀等に係る工事については、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 既に工事に着手し、又は完了しているもの。
- (2) 同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金又はこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがあるもの。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者又は管理者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税等（国民健康保険税を含む。）を滞納している者（補助対象者と生計を一にする者が滞納している場合を含む。）
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額と次の各号により算定した額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額を限度とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 1敷地につき、356,000円
- (2) 次のア及びイに掲げる金額の合計金額
ア 除却に係るブロック塀等（イに係るものを除く。）の延長に対し、12,000円/m 除却のみの部分
イ 建替えに係るブロック塀等（造り替える部分に限る。）の延長に対し、27,000円/m

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図
- (2) ブロック塀等の配置図（方位、敷地境界、危険ブロック塀等の位置を明示すること。）
- (3) 除却前のブロック塀等の写真
- (4) 除却又は建替えに要する経費を証明する書類
- (5) ブロック塀等が設置されている土地の登記事項証明書
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 委任状（代理人の申請による場合に限る。）（様式第3号）
- (8) 証明書（ブロック塀等の管理者による申請の場合に限る。）（様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後、速やかに補助対象工事に着手するものとする。

(変更の申請)

第10条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について内容を変更しようとするときは、あらかじめ延岡市ブロック塀等地震対策支援事業変更申請書（様式第6号）に、第8条各号に掲げる書類のうち市長が指示する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の適否を決定し、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業変更通知書（様式第7号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。この場合において、変更の決定をしたときは、市長は、必要と認める条件を付することができる。

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業中止届（様式第8号）に延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金交付決定通知書（事業内容に変更があった場合は、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業変更承認通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業が中止されたときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の除却後の写真
- (2) 除却又は建替えに要した経費を証明する書類
- (3) 施工中の写真（建替えの場合に限る。）
- (4) 施工完了の写真（建替えの場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、延岡市ブロック塀等地震対策支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた後、補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。